

# 名古屋コミティアでの販売・展示・宣伝のガイドライン

名古屋コミティアでの販売・展示物のガイドラインです。

適用範囲は、名古屋コミティアに参加するサークル各位が作成するサークル参加申込みのサークルカットと、名古屋コミティア当日に出展スペースにて販売する販売物(チラシなどの無料配布物も含みます)、および展示物となります。

なお、販売物がコンピュータネットワーク上の電子データのアドレスや、電子データにアクセスのためのパスワードや電子鍵などのデータを記録した媒体の場合、対象となっているネットワーク上の電子データもこのガイドラインの適用範囲内となります。ただし電子データであっても、サークルの活動内容を紹介するウェブサイトや情報発信元SNSアカウントの場合は、このガイドラインの適用除外となります。

いずれの場合でも、判断に迷う場合は、名古屋コミティア公式ホームページにある”お問合せフォーム”からお問合せください。名古屋コミティア開催まで1週間を切っている場合には回答・対応が出来ないことがありますのでご注意ください。

## ○販売物のガイドライン

販売物とは、名古屋コミティアで販売もしくは無償配布する物品を指します。

販売物は見本の提出をお願いしております。詳しくは、サークル向け案内の「見本誌について」をご確認ください。

販売物(チラシなどの無料配布物も含みます)には、作成者の権利や責任を明確にするために、発行者や発行日、連絡先(住所や電子メールアドレス)、印刷所名(印刷所で作成した場合)を記載した”奥付”を入れるようお願いします。グッズなどで奥付を入れるのが難しい場合は、説明書などを別添するなど、グッズなどでも製作者の権利や責任の所在がわかるような対応をお願いします。

名古屋コミティアで販売出来る物品は、下記項目のいずれかに該当するものとなります。

1. ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーで作成した、オリジナルのマンガや小説、絵本などの読み物。
2. ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーで創造した世界観やキャラクターを表現したイラスト集。
3. ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーで撮影し、被写体となつた方から写真利用の承諾を得てゐる写真集。
4. ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーが被写体・撮影者・発行者となつてゐる写真集。

5. ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーで作成したグッズ類。これには、既製品の無地の素材に、オリジナルデザインの印刷や刺しゅう等を施したものを含みます。
6. ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーで作成したゲームやシナリオ集。  
なお、将棋や麻雀、野球やサッカーなどのスポーツなど、著作権の発生しない対象を扱う場合はオリジナルと見なします。
7. ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーで作成した音楽や映像作品。ボーカロイドなどの合成音声は、楽器と同等に扱うため使用可能です。ただし、使用ソフトウェアのキャラクターの二次創作作品で無いこと、合成音声を使用していることを、わかりやすくPOPなどで表示してください。  
ロイヤリティフリー・著作権フリーの音楽・映像素材を使用している場合は、素材の提供元の使用規約に従うとともに、素材集を使用していることをPOPなどで表示してください。
8. 商業作品も、下記をすべて満たす場合は、オリジナル作品の範疇として販売可能です。ただし、一般書店同様に定価販売をお願いします(10円未満の端数処理は可)。
  - ・ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーが作者である作品に限ります。雑誌やアンソロジー作品の場合、ご自身やご自身が所属するサークルのメンバー以外の作者が含まれている作品は販売できません。
  - ・出版社編集部から、名古屋コミティアでの販売許可を得ている。
9. 歴史上の人物、有名人や政治家といった実在の人物や、現実社会で起きた出来事を扱った作品。
10. 二次創作(パロディ)とオリジナルが1冊の中で混在する場合、オリジナルの内容比率が50%を超えていくこと。持ち込まれた販売物全体に対する割合ではなく、販売物1冊/1点ごとの判断となります。
11. 成人向け作品は販売可能ですが、愛知県青少年保護育成条例に基づき、表紙に成人向けであることを明記し、販売の際は未成年に販売しないよう十分注意してください。また、刑法175条に基づき、性器などの修正が不十分であると主催者が判断したものは、販売ができません。

※愛知県青少年保護育成条例

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/307785.pdf>

## ○展示物のガイドライン

展示物とは、販売用同人誌やグッズの宣伝用POP、展示スペースの飾りつけ、机の敷布、サークルの宣伝用ポスター やのぼりなど、販売・配布を目的としない物品を指します。

展示物や展示の状態が、名古屋コミティアメンバーズが好ましくないと判断したり、周囲から相談や苦情があつたりした場合、展示の取り下げ・撤去をしていただくこともあります。

名古屋コミティアでの展示物は、下記項目を満たす必要があります。

1. ポスター や のぼり、机の上の展示物は、最大高さが設置場所の床面から2メートル以下であること。
2. ポスター や のぼりなどの展示物は、展示するサークルが転倒防止措置を取り設置するものとします。重しやスタンドなどをご持参ください。
3. ポスター や のぼりなどの展示物の絵柄について、18禁表現(露骨な性描写や残虐な描写など)を含む場合は、周囲の参加者に十分な配慮をおねがいします。
4. 机に敷く敷布は、通路を行き来する参加者が踏んだりしないよう、会場の床に着かないように設営時に調節すること。
5. サークルスペースの展示物は、通路を行き来する参加者の邪魔をすることがないよう、机の通路側の端からはみ出さないよう設置すること。

名古屋コミティアでの展示物は、下記項目を満たすこと推奨します。

1. ポスター、のぼり、敷布などの布製品の展示物は、難燃性素材を利用する。

## ○展示物における禁止事項

名古屋コミティアでは、下記に該当する行為を禁止します。

1. ポスター や のぼりなどの展示物の転倒防止のために、会場の水道水で水タンクに水を詰めるなど、会場が管理する備品や消耗品を、会場責任者(名古屋コミティアおよび会場の貸出し・運営を行う事業者の責任者)の許可なく使用すること。
2. ポスター や のぼり、机の上の展示物などの固定のために、床面や壁面、机や椅子への粘着テープや粘着ゲル、固定用器具などを用いて固定すること。

## ○宣伝のガイドライン

宣伝とは、サークルの活動内容や販売物を他の参加者に知つもらうための行動、および販売の手法などを指します。

宣伝について名古屋コミティアメンバーズが好ましくないと判断したり、周囲から相談や苦情があつたりした場合、改善のお願いをさせていただきます。改善が見られない場合は、開催期間中であっても退場していただくことがあります。

名古屋コミティアでの宣伝は、下記項目を満たす必要があります。

1. ご自身のサークルスペースの宣伝用の写真撮影を行う際は、周囲の参加者や他サークルの展示物などの映り込みが最小となるようなアングルで、フラッシュを使わずに撮影すること。
2. 声掛け・呼び込みは、スペース内から肉声で、隣接や通路向かいのサークル参加者に配慮した声の大きさで行うこと。
3. 音楽や映像、ゲームなどのデモンストレーションを行う場合は、ヘッドホンなどを装着してもらい、周囲への音漏れへの配慮をすること。
4. お菓子など食品を配布する場合は、個包装された市販品の無償配布のみ可能です。

宣伝のためにチラシ置き場を利用する場合は、名古屋コミティアの許可が必要となります。下記に基づきご対応ください。なお、閉会時にチラシ置き場に残っているチラシ類は、名古屋コミティアにて再資源化など処理をさせていただきます。必要であれば、ご自身で回収するようお願いします。

1. ご自身のサークルのチラシの場合、イベント当日に本部へチラシの見本を提出してください。連絡先（住所や電話番号、電子メールアドレスなど。SNSアカウントは不可）の記載があることを確認させていただきます。連絡先の記載がない場合、チラシ発行サークルの連絡先（住所や電子メールアドレス）を本部に提出していただきます。
2. 他地方のコミティア以外のイベントチラシの場合、名古屋コミティア開催の1週間以上前に、名古屋コミティア公式ホームページのお問合せフォームからご連絡ください。名古屋コミティア当日のお申し出には対応いたします。なお、サークルスペース内での配布であれば、事前のご連絡は不要です。

宣伝のためのチラシを、サークル入場時間帯にサークル参加者宛に配布したい場合、名古屋コミティア開催の1週間以上前に、名古屋コミティア公式ホームページのお問合せフォームからご連絡ください。それ以降のお申し出には対応いたしかねます。

## ○宣伝における禁止行為

名古屋コミティアでは、下記に該当する行為を禁止します。

1. 「展示・販売が認められないもののガイドライン」に該当する販売物・展示物の販売・展示。
2. 会場内で動画を撮影すること、および会場内の音声を録音すること。SNSや動画投稿サイトへの生配信も含みます。
3. 通路に出ての声掛けや呼び込み、客引き行為を行うこと。

4. 販売物(無償配布物も含みます)などを他の参加者へ押し付けたり、持ち帰りを強要すること。
5. 会場内で参加者を募ってオークション販売をすること。
6. 会場内で、ご自身やご自身が所属するサークルの作品ではないゲームなどを、参加者を募って遊戯、展示、デモンストレーションを行うこと。

## ○展示・販売が認められないもののガイドライン

下記のいずれかに該当するものは展示・販売が認められません。また、サークルカットに使用することも出来ません。

1. 日本国内の法令に反する作品。
2. 他作品の二次創作(パロディ)作品。

主な例として以下のようなものとなります。

- ・他作品の世界観を元にしたオリジナルキャラクターのマンガや小説。
- ・「もし〇〇という作品の△△というキャラが□□という設定だったら？」というような if 設定のマンガや小説、イラスト作品。
- ・版権物のコスプレ写真集。
- ・自分に権利がないTRPGなどのシナリオ。
- ・歴史上の人物や有名人などを扱っていても、実在の人物を取り扱ったTVドラマ、映画を元にした作品。
- ・パブリックドメインとなっていない人物や風景の写真、絵画の利用。ただし、ロイヤリティフリー・著作権フリーとなっている素材集は除きます(素材集の使用規約に従ってください)。
- ・ご自身や、ご自身が所属するサークルのメンバーが権利を有しないVtuberを扱った作品。

3. 生成AIの生成物そのままを主体的に利用した作品。
4. 金銭と同様に扱うことができるICカードやプリペイドカード、金券類。
5. 販売製造に資格・許可の必要な化粧品石鹼、化粧水や香水など直接肌につける薬品化合物。ただし、市販の石鹼を彫刻して作成するソープカービング作品などの雑貨石鹼は、販売可能です。
6. 市販品の飲食物の有償販売、および個包装されていない市販品飲食物の無償配布。
7. 自作した飲食物。有償・無償および個包装されているかを問わず禁止です。
8. 18禁の実写作品。ただし研究や評論などを目的とし、適正な引用の範疇でその図版を利用しているものについては、可とします。
9. 動植物は、ご自身が育成したものであっても創作物とはなりませんので禁止です。
10. ご自身や、ご自身が所属するサークルが著作権を有しない同人誌や市販品、古物、チケット類の転売。

11. マッチ、ライターなどの発火物。ライターの中にガスやオイルが無い場合も禁止です。安全規格適合マークがあっても禁止です。
12. 刃物やモデルガン。鞘などの安全装置に納められていても禁止です。また、銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)で認められる範囲の刃渡りのものであっても禁止です。
13. 可燃性や生体に危険を及ぼすガスや液体を詰めた風船、瓶詰めなどの密封された容器。
14. 食品に直接触れる食器や器具類(調理・製菓・保存等を含む)。例えば3Dプリンタなどで出力・作成した型枠などが該当します。食品に関する各種法令に適合しているものであっても禁止です。
15. その他、名古屋コミュニティメンバーズが不適当と判断したもの。

制定 2025年2月17日

第1回改訂 2025年2月23日

第2回改定 2026年1月4日